

主任介護支援専門員更新研修受講対象者早見表

経過措置	主任介護支援専門員 研修修了年度 (修了日)	受講対象期間 主任介護支援専門員修了証明書有効期間 満了日から概ね2年前から受講可能
経過措置あり	平成18年度～平成23年度 末までに修了	平成28年度～平成30年度末 平成28年4月1日～平成31年3月31日
	平成24年度修了者	平成28年度～平成31年度末 平成28年4月1日～平成32年3月31日
	平成25年度修了者	平成29年度～平成31年度末 平成29年1月28日～平成32年3月31日
経過措置なし	平成26年度修了者	平成30年1月27日～平成32年1月26日
	平成27年度修了者	平成30年12月15日～平成32年12月14日
	平成28年度修了者	平成31年12月26日～平成33年12月26日

《注意事項》

平成25年度以降に主任介護支援専門員研修を受講された方で、受講対象期間より先に介護支援専門員証の更新を迎える方は、先に介護支援専門員の更新研修(実務経験者【2回目更新者】)を受講し、更新手続きを行った上で、介護支援専門員証の有効期間内かつ上記受講対象期間に主任介護支援専門員更新研修を受講してください。